

# 21世紀の国勢調査

日本の明日をつくる基礎資料となります。

平成17年10月1日から、5年に一度の国勢調査が全国一斉に実施されます。国勢調査は、統計法に基づき、国の最も基本的な統計調査として大正9年以来5年ごとに行われており、今回は18回目の調査となります。国勢調査の意義と重要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

少子高齢化、生産年齢人口の減少、地域人口分布の不均衡など、重要な課題に対して施策を立案するためには、現状の把握と将来の予測が不可欠です。

国勢調査は、人口や世帯数、就業状態など、国の現在の実態を把握し、行政施策の基礎資料を得るために行われ、『今の日本』を明らかにするものです。

## 国勢調査は、どのように調べるの？

- 10月1日現在で全国一斉に行われます。
- 調査の対象は、日本にふだん住んでいるすべての人です。(外国人も含まれます。)
- 調査は、国(総務省統計局)―都道府県―市区町村―国勢調査指導員―国

勢調査員―世帯の流れで行います。

○9月下旬から国勢調査員が各世帯を訪問して調査票を配布し、世帯で調査票に記入していただいた後、国勢調査員が集めるという方法で行います。

## 平成17年国勢調査の調査項目はどんなこと？

- 今回は、次の17項目に関して調べます。
1. 世帯員一人一人に関する項目
    - ①氏名 ②男女の別 ③出生の年月 ④世帯主との続柄 ⑤配偶の關係 ⑥国籍 ⑦就業状態 ⑧就業時間 ⑨所属の事業
  2. 世帯に関する事項
    - ①世帯の種類 ②世帯員の数 ③住居の種類 ④住宅の床面積 ⑤住宅の建て方
  3. 世帯の世帯主
    - ①世帯の種類 ②世帯員の数 ③住居の種類 ④住宅の床面積 ⑤住宅の建て方
  4. 世帯の世帯主
    - ①世帯の種類 ②世帯員の数 ③住居の種類 ④住宅の床面積 ⑤住宅の建て方

## 調査票の記入はお済みですか？

黒鉛筆を使って、所定の事項に正しく記入してください！

- 10月上旬に、国勢調査員が皆さんの自宅へ調査票を受け取りに伺います。
- 国勢調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。



# 本川地区で焼き畑復活！

## いの町グリーンツーリズムだより(第4回)

昨今、食の安全に対する関心の高まり、地球環境保全等、経済や効率を優先する社会が引き起こしてきた問題を反省して、もっと人間的な社会を取り戻していこうとする活動が、国内のみならず世界的な運動として広がりを見せてきています。

こうした時代を背景に、いの町グリーンツーリズム研究会体験活動部が中心となり、廃れてしまった焼畑農法を通じて、山と人の関わりに新しい光をあてたいとの思いから地元焼畑経験者や本川地区住民、町内外の支援グループの皆さん等と連携しながら、本川小学校裏山の町有林を活用して「焼畑」の復活を準備してきました。

1. 伐開作業(5~6月)  
密植された杉林約0.5haをチェーンソーで切り開きました。伐開作業には、山林ボランティア(NPO土佐の森救援隊)の全面的な協力をいただきました。今後の本川地区におけるボランティアや住民と行政が協同で山と緑を守り育てる新しい関係構築の第一歩となりました。

3. 防火帯づくり(8月21日)  
延焼を防ぐための防火帯作りを地元本川地区の焼畑経験者に教わりながら大雨の中行いました。



▲焼畑防火帯づくり

4. 火入れ作業(8月27日)  
当日は緊張感の走る中、まず防火帯等への事前散水を行い、安全祈願後3人の地元の焼畑経験者により、斜面上方から下方へ火力をコントロールしながら徐々に火入れを行い、1時間程度で無事終了しました。見守る参加者からは、大きな歓声と拍手が沸き起こりました。火入れ終了後、焼け残った材を総出で集め3時間ほどかけて焼き尽くしました。

5. 播種と木材配布会(8月28日)  
ご好意でいただいた吾北在来の希少価値のある南越(みなこし)かぶや購入したカラシナ、チンゲンサイ、春菊、小松菜、大根、かぶ、そばなどの種を播きました。猿や猪の鳥獣被害も心配されますが収穫が楽しみです。11月には収穫祭も予定していますので町民の皆様にはまたお知らせします。



▲播種状況



▲焼畑火入れ

当日は、本川小学校グラウンドで、移動式製材機活用による木材の加工と提供が行われ参加者にも好評でした。本川地区においてほぼ30年振りに行われた取り組みは、交流人口延べ200数十人を超えました。こうした伝統技術の継承を今後も行い、これから会の活動を通じていの町の活性化に寄与していきたいと考えています。

今回の「焼畑」は、森林法に規定する許可を受けたうえで、植物の再生を目的とする伝統農法として行ないました。いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されていますが、農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれるもの等は例外とされています。ただし、例外における野焼きであっても、ビニール袋や食品トレーなどのプラスチック類を焼却したり、周辺付近に迷惑をかけているようであれば、止めていただくよう町から指導しています。